

国費旅費に係る旅行命令等の権限の再委任について

(平成20年3月14日例規59号)

警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号。以下「府令」という。）第4条の規定により旅行命令等の権限を再委任する職員及び職務を代理する職員を次のとおり指定し、平成20年4月1日から適用するので、誤りのないようにされたい。

なお、国費旅費に係る旅行命令等の権限の再委任について（平成7年甲通達計第24号）は、廃止する。

記

第1 旅行命令等の権限の再委任

府令第4条第2項の規定により、旅行命令等の権限の一部を別表の左欄に掲げる職員に委任する。

第2 旅行命令等の職務の代理

- 1 旅行命令権者は、事故等のためその職務を行うことができない場合には、府令第4条第4項の規定により、別表の中欄に掲げる職員にその職務を代理させることができる。
- 2 前記1により、代理できる職員に旅行命令等の権限に係る職務を代理させるときは、会計法（昭和22年法律第35号）第13条第3項に規定する支出負担行為担当官及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第1条第2号に規定する官署支出官にその旨を通知するものとする。

別表

再委任する職員	代理できる職員	旅行者
部長	—	部長
市警察部長	—	市警察部長
サイバー対策本部長	—	サイバー対策本部長
参事官	—	参事官
局長	—	局長
校長	副校長	校長以下の職員及び学生
課長等	次席等	課長等以下の職員
署長	副署長又は次長	署長以下の職員